

# 平成29年度 大津市立和邇小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「心豊かでたくましく ～わたしから考える子ども、にこにこ元気な子ども、つづけてがんばる子ども、こころを合わせる子どもの育成」を掲げ、心身共にたくましい子どもの育成を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

### ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

### (1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	児童会が主体となって、いじめ防止啓発に関わる取り組みを話し合い、全校に向けて発信します。
b	学校・学級及び個人がいじめ防止に関する取組目標の設定	全教育活動の中で、人権感覚を研ぎすませ、「おおつ子 みんなのいじめ防止行動宣言」をもとに、“自主・自立・自治”の育成につなげます。

### (2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	かけがえのない命の大切さを学ぶ道徳教育の充実を図り、6月、10月に全学年で命の尊さに関する道徳の授業を行います。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	一人ひとりの思いを大切にしながら、共に認め合い高め合える集団づくりをめざします。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	教育相談体制を整え、話しやすい雰囲気を作り、相談することの大切さや人を思いやる心を育てます。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	専門家による出前授業を実施します。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	協同的な学習を推進することにより、集団の一員としての自覚を深め協力してよりよい生活を築くことができるように支援します。

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	児童会（執行部、人権生活委員会等）における啓発や朝の校内放送によるミニ授業を実施します。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	異年齢の児童同士が触れ合う生活や遊びの機会を重視し、人間関係を密にすることにより、集団への帰属意識を高め、協力して活動しようという意識を高めるよう支援します。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	講師を招き、スマホやインターネットの安全な使い方を知り、トラブルを未然に防ぐ方法を身につけることができるよう工夫します。

### （３）教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめ対策に関する校内研修会を実施するとともに、管理職の指揮の下、いじめ対策担当を中心に早期発見・組織対応・再発防止に向けて、支援体制を整えます。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	いじめ対策担当・教育相談担当者より、年度当初に、学校いじめ防止基本方針を全職員に周知します。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策委員会を中心に、全教職員・全児童に対し、組織的に支援していきます。

### （４）その他（学校独自の取組）

取組目標
「いじめ0」を啓発するのぼりを作成するために、全校児童よりアイデアを募ります。

## ② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるために、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

### (1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	毎月最終金曜日に「ふり返りアンケート」調査を実施します。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめ対策担当教員を中心とした組織的対応に務めるとともに、素早く事案の流れや事実を共通理解します。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間や清掃時間等、毎日校内を巡視し、登下校時も正門裏門であいさつ運動を実施します。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	教育相談月間に、児童と担任の話し合いの場を設定します。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学校だより、学年通信、学級通信などで、いじめに関する話題を取り上げ、家庭で話し合う機会が作りやすいようにします。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	児童対象に実施する出前授業等に保護者にも参加を呼びかけ、現状や対策を周知します。

### (2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	毎週月曜日及び緊急時にいじめ対策委員会を開催し、緊急時には、より迅速な対応に努めます。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	各種会議、保幼小中連絡会等で情報交換を行い、連携を密にします。

### ③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

#### (1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	事実確認・情報集約を正確に行い、具体的な指導内容を決定します。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	複数の教員で継続的に見守り、必要に応じ、SC・SSW等の専門家と連携し支援します。
c	ネット上のいじめへの対応	児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、ネット上のいじめに対処する体制を整備します。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	情報提供する旨を児童や保護者に丁寧に説明します。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	確認された情報を速やかに提供し、被害へのケア、加害者への指導を継続的に行います。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴き取り、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う（24 時間以内）
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

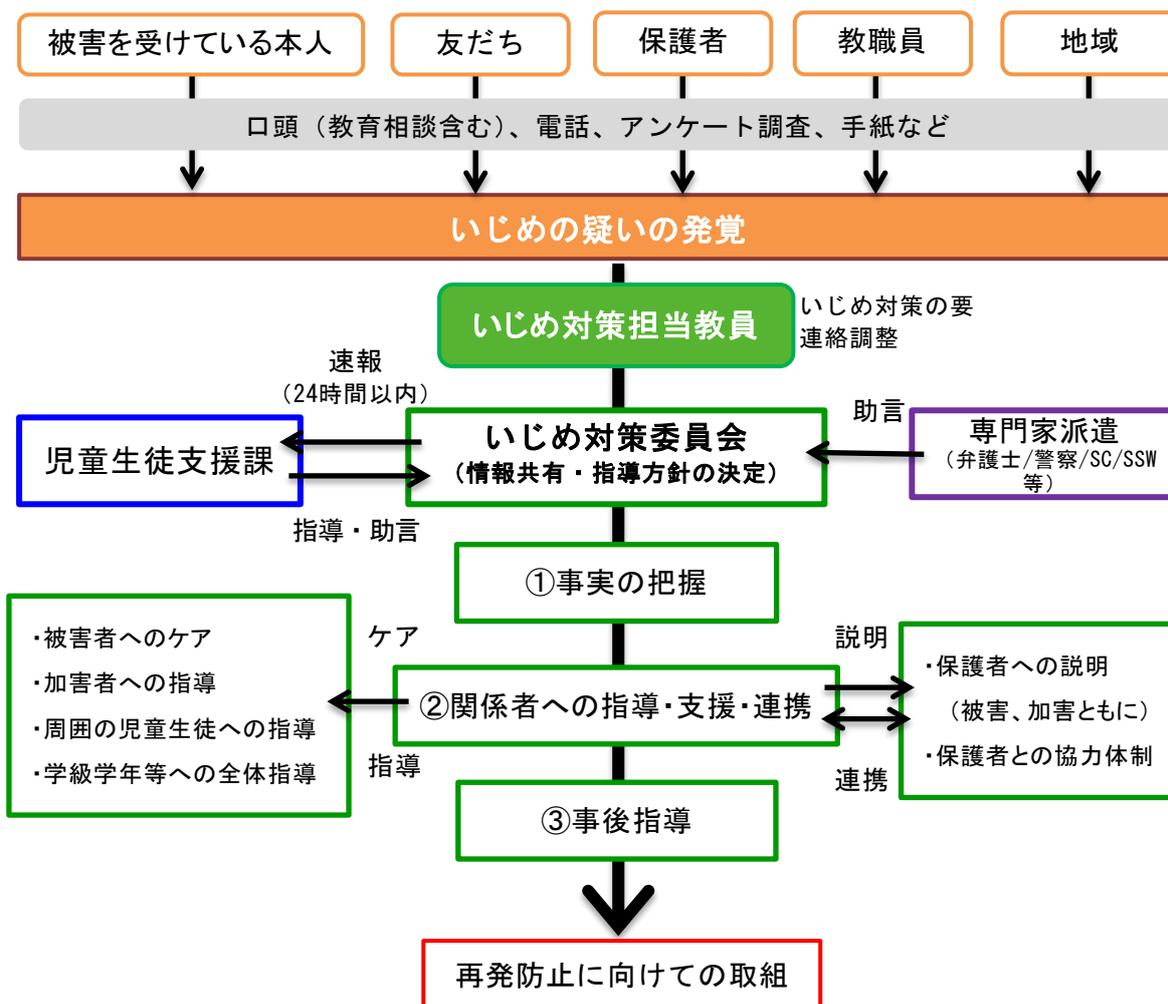
### ②構成員

- ・ 定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会：個別のいじめ事案の対応等を協議  
構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。  
また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。
- ・ 拡大いじめ対策委員会：学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議  
構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員等の学校教職員の他、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。  
※学校協力者会議とかねて実施

### ③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

#### ④いじめ事案対応フロー図



### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### ① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

#### ②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③) 家庭訪問 (②) 人権の日 (①)	
5	P T A 総会 (①) 人権の日 (①) 和邇の子を語る会 (①・②・③)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) 拡大いじめ対策委員会 (④) 人権の日 (①)	・児童会を中心にした取り組みの実施
7	保護者懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	人権の日 (①)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 教育相談 (②・③) 保護者懇談会 (④)	・児童会を中心にした取り組みの実施
11	学校協力者会議 (④) P T A 講演会 (④)	
12	人権週間・人権の日 (①)	・児童会を中心にした取り組みの実施
1	人権の日 (①) 和邇の子を語る会 (①・②・③)	
2	拡大いじめ対策委員会 (④) 人権の日 (①)	
3	人権の日 (①)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、くつ箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 休み時間、掃除時間などの校内巡視 (①・②) 生活 (いじめ) アンケート (月1回実施) (②) スクールカウンセラーによる教育相談 (①・②・③・④)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④